

※各項目の番号(①~⑥)は、問い合わせ先(下欄参照)を表しています。不明な点や詳細につきましては、各担当課へお問い合わせください。

<h3>制服について 〔①〕</h3> <p>中学校および義務教育学校後期課程には学校指定の制服・ジャージ等が、市立函館高等学校には学校指定のジャージがあります。幼稚園、小学校および義務教育学校前期課程にはありません。</p>	<h3>卒業式等の服装 〔②〕</h3> <p>卒業式や入学式などの儀礼的な行事においては、子どもの成長にあった、その場にふさわしい、華美にならない服装で参加させてください。</p> 	<h3>1人1台端末の活用 〔①〕</h3> <p>小・中学校および義務教育学校で、1人1台端末を活用した学習を進めています。日常の学習道具として、端末を家庭に持ち帰って学習するなどの活用も進んでいます。</p>	<h2 style="writing-mode: vertical-rl;">学校生活</h2>	<h3>特認校について 〔①〕</h3> <p>特認校は、住所を変更することなく、通学区域外から通うことができる学校です。豊かな自然と少人数によるふれあいっぱいの小規模校で、地域の特性を生かした教育活動を行います。</p> 	<h3>指定する校区の学校以外への通学 〔①〕</h3> <p>個々の事情により、指定する校区以外の学校への通学が認められる場合があります。</p> 
<h3>通学かばんの取扱い 〔②〕</h3> <p>一部の学校を除き、指定の通学かばんはありません。ランドセルなど、保護者の判断により、児童生徒の体格や学用品等に合わせたものを使用してください。</p> 	<h3>暑さ対策について 〔②〕</h3> <p>暑さが予想される日には、こまめな水分補給と、健康観察を行い、暑さ指数(WBGT)を用いて、運動や活動内容の見直しなどを行っています。</p> 	<h3>給食費の納入 〔③〕</h3> <p>給食費の納入は、ゆうちょ銀行口座からの自動払い込みとなっていますので、申込手続きをお願いします。手続き方法については、各学校にお問い合わせください。</p> 		<h3>他の市町村に転出(引っ越し)するときの手続き 〔①〕</h3> <p>転入先の市町村教育委員会で手続き後、在学している学校から発行された関係書類を、転入先の学校に提出してください。</p>  <p><関係書類> ・「在学証明書」 ・「転学児童・生徒教科用図書給与証明書」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校区外に転居したが、今までの学校に通い続けたい。 ・両親が共働きのため、親類等の家からその校区の学校へ通いたい。 ・その他、特別な事情により、教育的な配慮が必要と認められる場合など
<h3>子どもの悩み相談電話 〔⑥〕</h3> <p>子どもが健やかに成長していくための一助として、いじめや不登校などをはじめ、勉強や友達関係の不安などについて、困っていることがありましたら、お気軽に学校や子どもの悩み相談電話などにご相談ください。保護者からの子育てに関する悩みについてもご相談いただけます。</p> <p>まずは、学校の話しやすい先生に相談を!</p> 	<p><こころの相談員> 月~金 8:45~17:30 57-3009 57-6644 <北海道教育センター> 月~金 8:45~17:30 57-8251 <子どもなんでも相談110番> 月 8:45~19:00 火~金 8:45~17:30 32-3192 ※子ども専用ダイヤル※ 0800-800-0879</p> 	<h3>SNS等での不適切な書き込み等の通報 〔②〕</h3> <p>SNS等インターネット上での有害な情報や不適切な書き込み等を見つけた場合は、専用サイトからすぐに通報してください。</p>  <p><ネットパトロール連絡掲示板> ※https://report.epatrol.info ・メールでいやな噂を流された ・ブログに悪口が書いてあった ・SNS等に自分の写真が勝手に掲載されていた ・誰かになりすました攻撃的なメールが届いた ・いじめているような表現を見つけた</p> 	<h2 style="writing-mode: vertical-rl;">困ったときは</h2>	<h3>就学援助 〔③〕</h3> <p>経済的に困りの小・中学校および義務教育学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費など就学に必要な費用の援助を行っています。申請は学校経由となりますので、在籍校へお問い合わせください。</p> <p>※支給内容や対象となる方などの詳細は、市HPをご覧ください。</p> 	<h3>放課後児童クラブ(学童保育所)</h3> <p>保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、健全な育成を図るため放課後児童クラブ(学童保育所)を開設しています。校区内のクラブについては、市HPや子ども未来部子ども健やか育成課へ、申込み方法や利用料等の詳細は、各クラブへ直接、お問い合わせください。</p> <p><子ども見守り・相談課> 32-3192 </p> <p><子ども健やか育成課> 32-1527 </p>
<h3>学校における働き方改革 〔④〕</h3> <p>教職員が、子どもと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うことができるよう、働き方改革を進めています。ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>教職員の勤務時間 8:00~16:30 (うち休憩時間 15:35~16:20) ※学校によって異なります。</p> </div> <p>◇留守番電話(応答メッセージ)による運用について◇〔①〕</p> <p>下記の時間を基本としながら、各学校の状況に応じて応答メッセージ(録音はできません)による運用をしています。</p> <p><平日> 小学校:18:00~翌日7:30 中・義務教育・高等学校:19:00~翌日7:30 ※設定時間は各校により異なります。</p> <p><長期休業期間の平日> 市立学校共通 勤務時間外 <土・日・祝日・学校閉庁日> 市立学校共通 終日</p>	<h3>部活動について 〔⑤〕</h3> <p>令和8年度(2026年度)は運動部8種目と合唱部で拠点校方式による合同部活動を実施します。拠点校方式とは、拠点とする中学校を活動場所として定め、在籍校に希望する部活動がない場合に、拠点校となる学校が他校の生徒を受け入れて活動する方式です。詳細は在籍校へお問い合わせください。</p>  <p>★部活動の活動方針★ 【休養日】週当たり2日以上 【活動時間】平日:2時間程度 休日:3時間程度(週当たり11時間程度)</p>	<h2 style="writing-mode: vertical-rl;">その他</h2>		<h3>子ども家庭センターについて</h3> <p>妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談に対し、切れ目なく、漏れなく支援するために、総合保健センター1Fに設置しています。</p> <p><子ども見守り・相談課> 32-3192 </p>	<h3>市立学校行事予定</h3> <p>※幼稚園、高等学校を除く</p> <p><1学期> 入学式、始業式 4月8日(水) 終業式 7月24日(金)</p> <p><2学期> 始業式 8月24日(月) 終業式 12月25日(金)</p> <p><3学期> 始業式 1月15日(金) 中学校卒業式※ 3月15日(月) ※義務教育学校(9年生)含む 小学校卒業式 3月18日(木) 修了式 3月24日(水)</p>
<p>■問い合わせ先■ 函館市教育委員会 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 市役所5階 8:45~17:30 (土日・祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)</p> <p>① 学校教育課(21-3553) > 児童生徒の転入学、学級編成、特認校 など</p> <p>② 教育指導課(21-3557) > 教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導 など</p> <p>③ 保健給食課(21-3547, 21-3548) > 学校の保健安全、学校給食の運営、就学援助 など</p> <p>④ 教職員課(21-3555) > 教職員の人事・服務、業務改善 など</p> <p>⑤ 教育政策課(21-3523, 21-3550) > 教育振興基本計画、地域連携、コミュニティ・スクール、部活動地域展開 など</p> <p>⑥ 北海道教育センター(57-8251) ※湯川町3丁目38番38号 > 教育に関わる専門的事項等の調査研究、教員の研修、教育相談 など</p>					

*本市では、函館市教育振興基本計画(2018年策定、2023年改訂)に基づき、教育施策の総合的・計画的な推進を図っています。詳細は市HPをご覧ください。